

I 被後見人の費用負担の範囲について

Question

親族のない被後見人の利用する通所施設や入所施設の家族会の会員として、活発な活動に後見人の入会が必要な場合、その年会費や活動費は、本人の負担としてよいか？

Answer

額や本人の財産量にもよるが、基本的には良いと思われる。

質問者のつぶやき

親族のいない人達の将来の生活の拠点づくりを公的な支援に頼り難くなってきた。自助活動による資金集めや建設活動が必至な情勢である。

Question

被後見人が、海外旅行を希望し、後見人に付き添いを熱望された場合、本人の安全な行動を確保するため随行し、旅行費用は本人の負担としてよいか？

Answer

金額や本人の財産量にもよるが、基本的には良いと思われる。

質問者のつぶやき 海外に行けるとはうらやましい。

☆新スタッフの紹介☆

はじめまして、菅原美弥子と申します。9月からしぐなるあいずの事務局で働き始めて、あっという間に2ヶ月経ちました。成年後見制度は、以前から興味を持ち関わってみたいと思っておりましたが、仕事として携わることができうれしく思っています。一人一人の人生に関わっていく仕事ですので、全力で頑張っていきたいと思っています。どうぞ、よろしくお願いいたします。

「法律と生活の相談室」

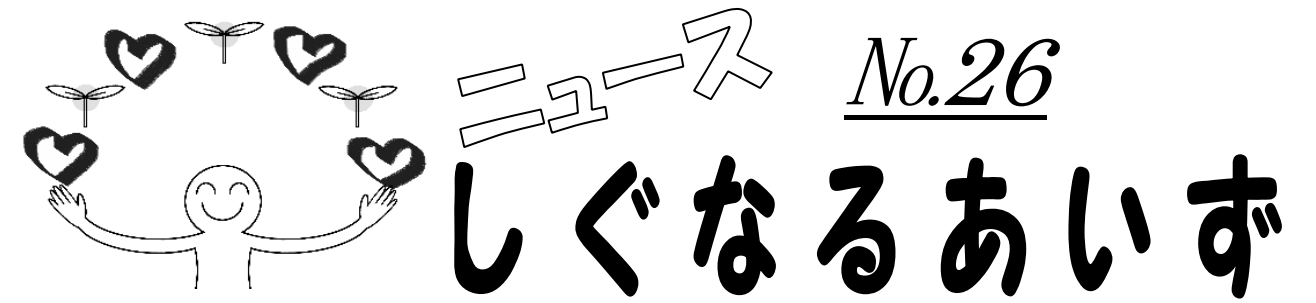
毎月第三木曜日の10時～15時におこなっています。障害者・高齢者・支援者が対象です。司法と福祉の専門職がペアになって相談に応えます。お電話で予約を受け付けております。

(要予約・相談無料)

「障害者のための成年後見制度相談会」(松戸市成年後見制度法人後見支援事業)

毎週火曜日の9時～17時におこなっています。障害をお持ちの市民の方やそのご家族、支援者へ社会福祉士が相談を受けます。(要予約・相談無料)

しぐなるあいずでは、活動を支えてくださる賛助会員を募集しています
年会費：個人 3,000円 団体 10,000円
連絡先：しぐなるあいず事務局 TEL 047-702-7868



NPO法人 成年後見センター しぐなるあいず 代表 蒲田 孝代
事務局: 松戸市松戸 1394-8 TEL: 047-702-7868 FAX: 047-702-7869
Eメール: signal-eyes@kve.biglobe.ne.jp ホームページ: <http://www.signaleyes.biz/>
第26号 平成27年10月31日 発行

特集 「成年後見制度ここが知りたい」

今回は、成年後見制度を利用したい人や、すでに利用している人、また支援に関わっている人から出されている制度活用への質問・疑問・意見などのうち、いくつかの問題について取り上げてみました。成年後見制度は、わずか40条に満たない規定で運用されているので、一般市民には大変理解しにくく、しかも関係する被後見人の置かれている現況はみな千差万別で、運用に当たっては、結論を個々のケースごとに裁判所の判断を仰がざるを得ない状況であります。従って、今回の「ここが知りたい」の回答については、当法人の後見事務担当専門職の先生に一般論としての見解を考えて戴きましたが、あくまで参考意見として、読者の方で個々の具体的な事例につき正しい結論が欲しい方は、地域の家庭裁判所へ直接ご相談されることをお勧めします。

I 成年後見人(保佐人・補助人を含む)に関すること

Question

成年後見人選任申立にあたって、申立人の希望する「後見」「保佐」「補助」の類型を、裁判所が他の類型へ変更した場合、異議申し立て若しくは申立取り消しができるか？

Answer

後見等の類型が変更された場合、確定までの2週間の間は、異議申し立てができる。審判が出る前の申立取り下げは、裁判所の許可がなければできない。

質問者のつぶやき 特に精神障害のある人の類型決定については、関係支援者の苦勞もよく聞いて判断して欲しい。

Question

申請した後見人候補者を申請外の第三者へ変更された場合は取り消しができるか？

質問者のつぶやき 候補者変更の理由が、関係者によく伝わらない場合がある。

Answer

後見人等の選任権は、裁判所が有しているため、候補者が期待に沿わない理由での異議申し立ては認められない。

Question

被後見人は、既に後見事務が進行中の後見人を交代させることができるか？

質問者のつぶやき 予算厳守の後見人を交代させる正当理由を探すのは難しい。気が合わない人同士では、精神的によくない。本人をもっと豊かな人生へリードして欲しい。

Answer

制度上は可能であり、家庭裁判所への申立が必要。被後見人自身が手続きすることは、非現実的で、被後見人の親族の協力を得る等の方法が考えられる。

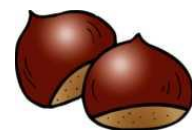
Question

後見人等は、軽度の障害がある被後見人等が全く財産管理に協力せず、管理を妨害する行為を続ける場合、後見人を辞任できるか？

質問者のつぶやき 種類の選定で「後見」で行くべきところ、「保佐」「補助」に判定された場合に問題が多いと思う。

Answer

裁判所に辞任を申出することは可能。その場合、辞任の理由が認められるか否かは裁判所が判断する。また、その場合でも、後見人不在は制度上不可能であるため、後見事務の隙間を空けないよう、次の後見人候補を見つけておく必要がある。



II 成年後見人の権限にかんすること

Question

後見人は、被後見人に被疑の掛かった刑事事件につき、アリバイの証明人となりうるか？

質問者のつぶやき 人生の数少ない応援者として協力してあげたい。

Answer

できる。後見人であることを理由に証人になることは制限されない。被後見人を後見人がかばっているのかということについては、証言を有効とした上で、証言の信用性という段階で裁判所が判断することになる。

Question

後見人は、被後見人の老後入所施設等の入所費用や後見報酬等の費用負担基準を下げるため、被後見人の所有する資産の中から、余裕のある範囲で子や孫の相続権者へ生前贈与等の手続きを起案できるか？

質問者のつぶやき 子や孫への生前資産贈与で、本人の長期的な費用負担軽減を工夫するのも後見人の役割かと。

Answer

認められないと考えられる。裁判所はあくまでも現在の被後見人の額面上の財産の減少を防ぐことを優先すると考えられるため。

Question

後見人は、被後見人の親族に対して、被後見人の保有する財産の状況を報告する義務があるか？

質問者のつぶやき 肉親の中には、被後見人の将来を考え、資産の状況を心配される人もあり、年度ごとの財産残高程度は報告し、安心させてもよいかと思う。

Answer

義務はない。基本的に守秘義務の対象となる。但し、親族との関係性を良くして円滑な後見事務を遂行するため、状況によっては後見人の判断で開示することも許されると考えられる。



III 後見報酬に関すること

Question

被後見人またはその親族は、裁判所が裁定した後見報酬額に異議を申し立てることが出来るか？

質問者のつぶやき 報酬額の決定は、実質的な事務量や責任量に対応しているのか、若年被後見人の報酬は長期わたる点、親族の意見なども参考にできないだろうか。

Answer

できない。

Question

後見事務開始後、後見報酬を負担する原資が長期的に見込めない状況に陥った場合、公的な救済制度があるか？

質問者のつぶやき 自治体の予算額は少なく、現実には、相当の研究が必要と思う。

Answer

自治体によっては報酬助成の制度がある。その場合も自治体によって支給要件や基準は異なっている。

Question

若年から障害のある人達は、自力の資産形成はできず、保有資産も少なく、収入も障害年金に限られるので、管理すべき事務量は少なく、後見報酬も事前に平準化できれば、制度の利用者は後見報酬への不安が軽量化でき、もっと利用が活性化できると思うが？

質問者のつぶやき 財産管理の事務費報酬額はほぼ、平準化可能と考える。身上監護の報酬については、個人別に差が大きいので、その都度決定が必要かと思う。

Answer

管理すべき財産と管理すべき事務量は、必ずしも比例しないことが多々ある。裁判所の大まかな基準については、HP等でみられる。基準が明らかの方が予測がつき、利用に対する不安を減らすことにつながるかもしれない。

